

氏名	みやまへやすこ 宮前保子
学位(専攻分野)	博士(農学)
学位記番号	論農博第2374号
学位授与の日付	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	都市周辺地域における自然環境保全に関する計画学的研究

論文調査委員 (主査) 教授 吉田博宣 教授 岩井吉彌 教授 高橋 強

### 論文内容の要旨

自然環境は多くの要素が複雑に関連しており、個別の学問分野のアプローチでは総体としての自然環境を把握することは極めて困難であるという認識にたち、都市における重要な資源である自然環境を持続的に利用していく方法論となる自然環境保全に関する計画学的研究を進めた。本論文では、環境に関する課題の推移、法や制度の持つ課題、世論形成の変遷とその成果、個別地域における事例的研究の連関を通じて、自然環境保全計画のありがたを明らかにすることを目的とした。

自然環境保全計画を「さまざまな制約の中で、自然の多様性を減らすことなく人間の生活や生産活動を持続させるため、自然の復元や再生あるいは管理を視野にいれて、自然や資源および人間の生活をよりよい状態に保つために、最善の方法、手順などを継続的に検討・検証していくシステム」と定義づけた上で、自然環境保全に関わる史変遷を考察した。その結果、近代以前は自然に対する宗教観や哲学観の影響を受けて自然環境保全に対する無限定的楽観主義の時代であったが、20世紀の都市化の時代には自然環境の変容に関わる諸問題を受けて、環境保全に関する識者の主張によって形成された世論と、法の制定による環境保全の制度化が寄与して保全に対する動きが展開したことが明らかになった。このため、わが国の都市計画および自然環境保全運動に大きな影響を与えたイギリスを例にとり詳細に検討した結果、ナショナル・トラストによる国民的運動、識者による国家への提言、ガートルード・ジーキルら造園家による空間計画を通じた自然環境保全に対する主張など、様々な主体による世論形成が自然環境保全に一定の成果をあげていることが明らかになった。

次に、法制度についてみると、生態系保全の観点からは都市計画法による風致地区や都市公園法あるいは自然公園法は充分な機能を果たしているとはいえ、一方、都市における身近な環境保全には当該法の趣旨から自然環境保全法や野生生物の保護に関する法律は機能していないことから、条例の活用や独自の事業推進の重要性を分析することができた。さらに法の運用に際しては、欧米諸国の法体系にみられるように、環境影響評価の適切な実施、自然環境保全計画と国土計画の連携、国民の保全への参加権の確立、アメニティ保全の確立などの諸点が重要であることが明らかになった。

以上の結果を受けて、自然環境保全に関わる今日的課題が表出している歴史的風土の保全ならびに都市近郊林の保全に関わる事例研究を行った。その結果、歴史的風土の保存については維持管理方策の確立と空間の多様性の確保や農林業などとの調整を通じた美の形成、あるいは法の運用や法を補完する制度などに基づく計画の策定が保全の実効性を高めること、また歴史的風土という国民共通の資産を次代に引き継ぐ倫理の重要性が結論づけられた。一方、都市近郊林の保全に対する市民的合意を得るためには、利便性の確保、空間的利用の継続、文化的蓄積および自然環境の多様性の確保が重要な要素であり、今後の都市周辺地域における保全施策の展開にあたっては、自然環境としての重要性に加えて空間利用および文化的蓄積と多様な自然環境を有する地域の保全を重点的に進めていくことによって市民的理解が得られる共に保全の実効性が高められることが明らかとなった。

以上の自然環境保全に関わる計画学的課題を受けて、今後の自然環境の保全に必要な視点として、第一に空間利用継続の重要性、第二に自然環境を次代に引き継ぐ環境倫理構築の必要性、第三に自然環境を保全するための市民的合意形成と住民参加手法導入の重要性の諸点が抽出できた。こうした視点を受けて、都市周辺地域における自然環境保全計画では、自然環

境の多様性の確保、自然環境に対する価値基準ならびに空間的形態の多様性の確保、代替環境整備空間の確保が必要であることが結論づけられ、さらに計画を実行性あるものとするためには、「(仮称)自然環境保全緑地法」や「(仮称)自然代償・回復制度」等などの制定が求められることを提起することができた。これらの検討を通じて、本論文では、自然環境保全計画の現代的な意義と課題、ならびに歴史文化や制度という観点から新たな展開の方向性を示すことができた。

### 論文審査の結果の要旨

自然環境の保全は都市および地域計画のなかで重要な分野である。しかし、これまでの研究では、緑地政策や歴史研究などの個別分野における知見の蓄積は多いが、計画学的視点からみた総合的な研究は少ない。これまでの計画学的研究では、計画制度に関する史的意義や変遷に関する研究は進められているが、現代的課題解決に向けた計画学的研究は未だ完成されていない。本論文は、多数の文献資料や事例調査資料をもとにして、都市周辺地域における自然環境保全に関する計画学的視点と空間的整備の方向性ならびに制度上の展開方法を明らかにしたもので、評価すべき主な点は以下のとおりである。

- (1) 自然環境保全計画を定義づけた上で、その史の変遷ならびに法制度の検討および事例研究によって課題の所在を明らかにしただけでなく、自然環境保全計画および施策の展開方向を明確にすることによって、都市周辺地域における自然環境保全に関する計画学的研究を完成させた。
- (2) わが国の自然環境保全制度確立の規範となったイギリスをとりあげ、近代における自然環境保全に向けた市民活動、作家活動、評論活動などの複層的な動きが自然環境保全推進の背景にあったことを解明し、今後の自然環境保全計画における世論形成の重要性を明確にした。
- (3) 環境保全計画に対する法の限界を明らかにし、独自の条例や事業によって環境保全を推進している事例分析をもとに、わが国における今後の制度上の方向性を明確にした。
- (4) 都市周辺地域における自然環境の諸問題が先鋭化している歴史的風土の保存や都市近郊林の保全問題を取りあげ、自然環境の整備方策および管理方策、当該自然環境の多様性ならびに空間利用の文化的蓄積などに関する詳細な事例分析を通じて、課題の所在と課題相互の機構を解明した。
- (5) 自然環境保全計画に関して、計画上の新しい視点および空間整備の目標と新しい制度に踏み込んだ今後の展開方向を提起した。

以上のように、本論文は都市周辺地域における自然環境保全に関する計画を、史の変遷、制度、空間整備など総合的な面から明らかにし、これまで示されていなかった計画学的研究を完成させたもので、造園学、地域計画、都市計画の分野に貢献するところが大きい。

よって、本論文は博士(農学)の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成13年2月13日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士(農学)の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。